

## 第6 変更届の提出書類(給付費関係の変更の場合)

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて  
 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算については、別に年度ごとに届出をする必要があります。各要件については、厚生労働省の通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日障障発0325第1号))を御確認ください。

### ◎訪問系サービス(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護) 必須書類: 別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
2人の従業者により行った場合	2人の従業者によりサービスを行うことに利用者の同意を得ている場合であって、以下のいずれかの要件を満たすこと ・障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難な場合 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ・その他上記に準ずると認められる場合	-	
夜間早朝・深夜加算	・夜間又は早朝にサービスを提供した場合に加算 ・深夜にサービスを提供した場合に加算	-	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護のみ
特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)の各加算要件を満たす	別紙3 各要件についての根拠資料	
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
緊急時対応加算	・利用者等からの要請で、計画で訪問することとなっていない居宅介護を緊急で行った場合 ・市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを届け出た事業所についてはさらに加算を算定する	地域生活支援拠点等として位置づけられていることが分かる書類(必要に応じて)	要請のあった時間、内容、提供時刻、緊急対応加算の対象である旨を記載する
初回加算	新規利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護を行った日の属する月にサービス提供を行った場合又は同行した場合	-	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行う	-	
福祉専門職員等連携加算	サービス提供責任者が社会福祉士等に同行し、使用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつ連携して居宅介護等を行った場合	-	居宅介護のみ
移動介護加算	利用者に対して、外出時における移動中の介護を行う	-	・重度訪問介護のみ ・実際の時間ではなく、個別支援計画に位置づけられた内容を行う為に要する標準的な時間を算定する
移動介護緊急時支援加算	利用者を従業者自らが運転する車両に乗車させて走行させる場合に、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合に算定	-	・重度訪問介護のみ ・一日に複数の事業者が同一利用者に対して、本加算を算定する場合には、事業者それぞれ所定単数を算定する。
行動障害支援連携加算	サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書」の作成者に同行し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつ連携して重度訪問介護等を行った場合	-	重度訪問介護のみ
行動障害支援指導連携加算	「支援計画シート」等の作成者が、重度訪問介護等のサービス提供責任者に同行し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行い、かつサービス提供責任者に対して作成者が指導及び助言を行った場合	-	行動援護のみ

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

### ◎療養介護 必須書類: 別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
地域移行加算	(1回目)入院期間が1月を越えると見込まれる利用者について、退院に先立って退院後生活に関して、相談援助等を行った場合、2回を限度に算定する (2回目)退院後30日以内に居宅を訪問して、相談援助等を行った場合、1回を限度に加算を算定する	-	・訪問した際の記録を残すこと (日時、訪問者、相談援助の内容等) ・立ち話程度の相談援助は算定不可
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
人員配置体制加算	(Ⅰ)常勤換算で「1.7:1」 (Ⅱ)常勤換算で「2.5:1」	別紙5-1 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	(Ⅰ)は経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合に算定可能 (Ⅱ)は療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合に算定可能
障害福祉サービスの体験利用支援加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者の状況、内容等を記録する	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎生活介護

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
医師未配置減算	看護師等により利用者の健康状態が把握され、通院等により対応が可能であること	別紙36 看護師免許の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表	対応可能な職員の配置状況
サービス管理責任者配置等加算	・共生型生活介護事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	
人員配置体制加算	(Ⅰ)常勤換算で「1.7:1」かつ 区分5・6が60%以上 (Ⅱ)常勤換算で「2:1」かつ 区分5・6が50%以上 (Ⅲ)常勤換算で「2.5:1」	別紙5-2 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	多機能型は、サービス毎の定員区分で算定する
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
常勤看護職員等配置加算	(Ⅰ)常勤換算方法で1以上の看護職員を配置していること (Ⅱ)常勤換算方法で2以上の看護職員を配置しており、スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする利用者がいる。 (Ⅲ)常勤換算方法で3以上の看護職員を配置しており、スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする利用者が2人以上いる。	別紙20 看護師免許の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 (Ⅱ)(Ⅲ):医師の指示書等の写し	看護職員:看護師, 准看護師, 保健師 単位毎に必要
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されていること	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	—	暦日で30日以内となる
訪問支援特別加算	5日以上連続して利用がなかった場合に、利用者の同意を得た上で、居宅を訪問し、連絡調整又は事業所の継続使用の働きかけ、個別支援計画の見直し等の支援を行うこと(月に2回を限度とする)	別紙39	・訪問した際の記録を残すこと (日時, 訪問者, 相談援助の内容等) ・個別支援計画にて利用者から同意を得ること ・所要時間は、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する時間
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日, 前日, 又は当日に中止の連絡があり, 相談援助を行った場合, 月4回を限度として加算	—	・連絡があった内容について記録する (日時, 相手方, 欠席する日付け, 欠席理由, 相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない (食材料費に対するキャンセル料を除く)
重度障害者支援加算	(Ⅰ)人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に算定  (Ⅱ)については下記のとおり (1)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動支援従事者養成研修修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えていること(7単位加算) (2)(1)を算定している事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を加配するとともに、支援計画シート等に基づき、強度行動障害者に対して日中に個別支援を行うこと(研修修了者1人当たりの利用者数が5を超える場合には、5を超える数については算定しない)(180単位加算) (3)(2)を算定している事業所において、算定開始から180日以内はさらに500単位加算	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表 別紙37-4((Ⅱ)のみ) 研修修了証の写し((Ⅱ)のみ) (受講予定者は、受講計画の写し) 強度行動障害を有する利用者があることが分かる書類((Ⅱ)のみ)	
リハビリテーション加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たし、頸椎損傷による四肢の麻痺等の状態にある障害者に対して支援をした場合 (Ⅱ)以下の要件を全て満たし、(Ⅰ)以外の障害者に対して支援をした場合  ①医師, 理学療法士等が共同して、利用者毎の実施計画を作成 ②実施計画に従い支援を行い、利用者の状態を定期的に記録する ③2週間～3月毎に、実施計画の評価を行い、必要に応じて見直しを行う ④職員に対し、リハビリテーションの観点から、留意事項や介護の工夫等の伝達を行う	別紙10	リハビリテーション実施計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、それをもって作成に代えることができる
利用者負担上限額加算	利用者負担額合計額の管理を行うこと	—	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供すること (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託していること	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	(例外) ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから配膳するまでの衛生管理
延長支援加算	営業時間が8時間以上の事業所が、時間外にサービス提供を行うこと	別紙11 個別支援計画書の写し	個別支援計画書に、延長支援についての記載があるか
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当 送迎(重度) 区分5・6, 又はそれに準ずる者が60%以上	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定

障害福祉サービスの 体験利用支援加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、 利用者の状況、内容等を記録すること	—	
就労移行支援体制加算	サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した 者が、前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類（在職証明書原 本又は給与明細書の写し（要件となる期 間分）等）	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎短期入所

必須書類: 別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬: 福祉型強化短期入所サービス費	看護職員を常勤で1人以上配置し、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者を受け入れた場合	別記様式第5号:勤務形態一覧表	共生型の場合も同様
福祉専門職員配置等加算	(共生型のみ) 地域に貢献する活動を行い、かつ従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が下記以上であること (1)35% (2)25%	別記様式第6号:勤務形態一覧表 資格証の写し 地域に貢献する活動の内容が分かる書類(任意様式)	共生型のみ
地域生活支援拠点等	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること	地域生活支援拠点等であることがわかる書類	共生型の場合も同様
短期利用加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算 (1年につき30日を限度として算定)	-	
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置すること (定員超過利用減算又は人員欠如減算算定中は算定不可)	別紙20	
医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費(又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費)を算定している事業所で、レスピレーター管理等を要する者にサービスを提供した場合	-	
重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費(又は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費)を算定している事業所で、区分5・6又は障害児支援区分3の利用者の数が、全体の50%以上である場合	-	
重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象に相当する利用者であること (追加)強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行う	別紙37-2 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号:勤務形態一覧表	
単独型加算	単独型事業所において、指定短期入所を行う (加算)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)・(Ⅳ)又は福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、18時間を超えて支援を行った場合	別記様式第9号	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(1時間未満) (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(1時間以上2時間未満) (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(2時間以上) (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間未満:人数によって単位変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間以上:人数によって単位変動) (Ⅵ)看護職員を訪問させ、高度な医ケアが必要な利用者に対し看護を行う(8時間以上:人数によって単位変動) (Ⅶ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅷ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う (Ⅷ)事業所に看護師を配置し、利用者に対する日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備する	(Ⅸ)を算定する場合のみ 別紙35 看護師免許又は契約書等の写し 重度化した場合の対応に関する指針	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること ・医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない
栄養士配置加算	(Ⅰ)常勤の(管理)栄養士が適切な食事管理を行う (Ⅱ)(管理)栄養士が適切な食事管理を行う	別紙14 (管理)栄養士資格証の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表	・別記様式第5号から、(管理)栄養士の勤務形態を確認する ・医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない
利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額合計額の管理を行う	-	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	1日に複数回の食事提供を行っても、加算の算定は1回のみ
緊急短期入所受入加算	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に短期入所を受ける必要のある者に対して、サービスを緊急に行った場合に、利用開始日に限り、当該利用者のみ算定できる (Ⅰ)福祉型短期入所サービス(共生型含む) (Ⅱ)医療型短期入所サービス又は医療型特定短期入所サービス	-	
定員超過特例加算	介護者の疾病等やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ利用開始日の前々日、前日、当日に事業所に対し利用の連絡があった利用者を受け入れ、定員を上回る利用者にサービスを提供した場合	-	10日を限度として算定
特別重度支援加算	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、短期入所を行う	-	
送迎加算	居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行う	別紙12	・送迎の記録を整備すること ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定

<p>日中活動支援加算</p>	<p>医療型短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)を算定する場合であつて、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、日中活動実施計画に基づき指定短期入所行う場合に算定</p>	<p>サービス等利用計画又は障害児支援利用計画 日中活動実施計画</p>	
-----------------	---	--	--

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎重度障害者等包括支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
2人の従業者により行った場合	(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護又は行動援護を提供する場合のみ) 2人の従業者によりサービスを行うことに利用者の同意を得ている場合であって, 以下のいずれかの要件を満たすこと ・障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難な場合 ・暴力行為, 著しい迷惑行為, 器物破損行為等が認められる場合 ・その他上記に準ずると認められる場合	-	
地域生活拠点等である事業所が支援を行った場合	・重度障害者等包括支援(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護)を行った場合には, 居宅介護の緊急時対応加算における取扱いに準じる ・重度障害者等包括支援(自立生活援助)を行った場合には, 自立生活援助の緊急時支援加算における取扱いに準じる ・重度障害者等包括支援(短期入所)を行った場合には, 短期入所の地域生活支援拠点等である場合の加算における取扱いに準じる		
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
夜間早朝・深夜加算	・夜間又は早朝にサービスを提供した場合に加算 ・深夜にサービスを提供した場合に加算	-	
低所得者等支援加算	(短期入所を提供する場合のみ) 低所得者等にサービスを提供する場合に加算	-	・食事提供体制加算に相当する加算
喀痰吸引等支援体制加算	(居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護又は行動援護を提供する場合のみ) 認定特定行為業務従事者が, 喀痰吸引等を行う	-	
初回加算	利用開始月について, 1月につき算定	-	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ, 医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(1時間未満) (Ⅱ)看護職員を訪問させ, 医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(1時間以上2時間未満) (Ⅲ)看護職員を訪問させ, 医療的ケアに非該当の利用者に対し看護を行う(2時間以上) (Ⅳ)看護職員を訪問させ, 医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間未満:人数によって単位変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ, 医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間以上:人数によって単位変動) (Ⅵ)看護職員を訪問させ, 高度な医療ケアが必要な利用者に対し看護を行う(8時間以上:人数によって単位変動) (Ⅶ)看護職員を訪問させ, 認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅷ)認定特定行為業務従事者が, 喀痰吸引等を行う	-	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則, 利用者の主治医から指示を受け, 内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し, 当該利用者の主治医に定期的に報告すること
送迎加算	(短期入所を提供する場合のみ) 居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行う	別紙12	・同一敷地内の他事業所との間の送迎は, 単位数の70%を算定
地域生活移行個別支援特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下のいずれにも当てはまる ①社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ②支援に係る研修を年1回以上行っていること。 ③保護観察所, 更生保護施設, 指定医療機関, 精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む(運営規程に規定) ・社会福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者(1年以上入院)に対して, 有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 運営規程 資格証の写し	
強度行動障害者地域移行特別加算	(共同生活援助を提供する場合のみ) 以下の要件を満たし, 入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が, 地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害者養成研修(実践研修)を修了し, 修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1人以上配置 ・生活支援員のうち, 強度行動障害者養成研修(基礎研修)を修了し, 修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから, 届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎施設入所支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
夜勤職員配置体制加算	前年度利用者数:40人以下 =夜勤2人以上 " :40~60人以下=夜勤3人以上 " :61人以上 =夜勤3人+α	別紙16 別記様式第5号:勤務形態一覧表	夜勤と宿直を区別する
重度障害者支援加算(Ⅰ)	(体制)以下のいずれにも当てはまる ①医師意見書により該当する者が, 利用者の20%以上 ②人員規準で定める人員+常勤換算1以上の配置 (重度)区分6に該当し, 呼吸管理が必要な重症心身障害者が2人以上利用している	別紙4 医師意見書の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表	
重度障害者支援加算(Ⅱ)	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を1以上配置し, 支援計画シート等を作成すること (追加①) 指定基準に加え, 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を1以上配置されている者が夜間又は深夜にサービス提供した(追加②) 加算を算定して180日以内は500単位を追加	別紙37-3 研修修了証の写し (受講予定者は, 受講計画の写し) 別記様式第5号:勤務形態一覧表	
夜間看護体制加算	夜勤職員配置体制加算を算定している事業所が, 施設入所支援の提供時間に看護職員を1以上配置すること	別紙17 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	不定期に看護職員が夜勤を行う場合は, 算定できない
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって, 意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-1):算出表	
入所時特別支援体制加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	—	暦日で30日以内となる
入院・外泊時加算	利用者の入院及び居宅への外泊の際に, 連絡調整等を行う ※初日及び最終日は含まない (Ⅰ)~8日 (Ⅱ)9日~82日	—	・訪問支援を行うこと(1回/週) ・連絡調整等の記録を残すこと ・空床型短期入所として使用すると, 算定できない
入院時支援特別加算	長期入院が必要な利用者に対し, 訪問による相談援助や連絡調整	—	
地域移行加算	(入所中)入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立ち, 退所後の生活について相談援助を行い, かつ, 退所後生活する居宅を訪問して, 利用者及び家族に相談援助等を行う(入所中2回まで算定可) (退所後)退所後30日以内に居宅を訪問して, 相談援助等を行う(退所後1回まで算定可)	—	・訪問した際の記録を残すこと (日時, 訪問者, 相談援助の内容等) ・立ち話程度の相談援助では算定不可
体験宿泊支援加算	(運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設に限る) 入所者が, 地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において, 施設の従業者が, 相談援助や連絡調整等の必要な支援を行うこと	運営規程	
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ①社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ②医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。 ③支援に係る研修を年1回以上行っていること。 ④保護観察所, 更生保護施設, 指定医療機関, 精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
栄養マネジメント加算	以下のいずれにも当てはまる ① 常勤の管理栄養士を1名以上配置している ② 入所者ごとの栄養ケア計画を作成している ③ 入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④ 栄養ケア計画の進捗状況評価し, 当該計画を見直している	別紙14 資格証の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表	H27より栄養士の配置では, 加算要件を満たさないことに注意
経口移行加算	経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって, 当該計画に従い, 医師の指示を受けた(管理)栄養士が, 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行う	—	
経口維持加算	経口維持計画を作成している場合であって, 継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合 (Ⅰ) 水飲みテスト, 頸部聴診法, 造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるもの。 (Ⅱ) 医師, 歯科医師, 歯科衛生士, マスア言語聴覚士のいずれか1名以上が加わり, 多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画の策定	—	

口腔衛生管理体制加算	<p>・「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成し、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うこと</p> <p>・入所者の口腔機能の維持・向上のため、年1回以上を目安として、定期的な歯科検診(健診)を実施することが望ましい。</p>	入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画	
口腔衛生管理加算	<p>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定</p>	—	<p>・入所者ごとに算定</p> <p>・加算に係るサービスを提供する場合は、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと</p>
療養食加算	<p>疾病治療の直接手段として、食事せんに基づいて提供される治療食が提供された</p>	—	<p>・献立表の作成が必要</p> <p>・経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定不可</p>

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。



介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎自立訓練(機能訓練)

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
サービス管理責任者配置等加算	・共生型自立訓練(機能訓練)事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44	共生型のみ
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は, 全サービスの合計で算定する
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって, 意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	-	暦日で30日以内となる
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日, 前日, 又は当日に中止の連絡があり, 相談援助を行った場合, 月4回を限度として加算	-	・連絡があった内容について記録する(日時, 相手方, 欠席する日付け, 欠席理由, 相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない(食材料費に対するキャンセル料を除く)
リハビリテーション加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たし, 頸椎損傷による四肢の麻痺等の状態にある障害者に対して支援をした場合 (Ⅱ)以下の要件を全て満たし, (Ⅰ)以外の障害者に対して支援をした場合 ・医師, 理学療法士等が共同して, 利用者毎の実施計画を作成 ・実施計画に従い支援を行い, 利用者の状態を定期的に記録する ・2週間~3月毎に, 実施計画の評価を行い, 必要に応じて見直しを行う ・職員に対し, リハビリテーションの観点から, 留意事項や介護の工夫等の伝達を行う	別紙10	・リハビリテーション実施計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は, それをもって作成に代えることができる
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い, 調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外)外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	(例外) ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから, 配膳するまでの衛生管理
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は, 全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は, 単位数の70%を算定
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(機能訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において, 利用者を支援し, 状況, 内容等を記録する (運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日~5日目 (Ⅱ)6日目~15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程	
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者, 又は施設等退所から3年を経過していない者に対し, 以下の要件を満たし, 計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ, 指導体制が整えられていること ・従業者に対し, 医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
就労移行支援体制加算	サービスを受けた後就労し, 就労を継続している期間が6月に達した者が, 前年度において1人以上いること	別紙50 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから, 届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎自立訓練(生活訓練)

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
サービス管理責任者配置等加算	・共生型自立訓練(生活訓練)事業所であること ・サービス管理責任者を1名以上配置していること ・地域に貢献する活動を行っていること	別紙44	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	多機能型は、全サービスの合計で算定する
地域移行支援体制強化加算	地域移行支援員を、以下のとおり配置している ①宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数を15で除して得た数以上 ②1名以上は常勤	別紙19 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	宿泊型自立訓練のみ
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	-	暦日で30日以内となる
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日、又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算	-	・連絡があった内容について記録する(日時、相手方、欠席する日付け、欠席理由、相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない(食材料費に対するキャンセル料を除く)
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合(人数によって単位が変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	-	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
個別計画訓練支援加算	以下のいずれにも当てはまる ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、個別訓練実施計画を作成していること ・個別訓練実施計画に従い支援を行い、記録していること ・個別訓練実施計画の進捗を毎月評価し、必要に応じ計画を見直すこと ・施設等入所者の場合、従業者間で訓練に係る情報共有をしていること ・施設等入所者以外の場合、必要に応じ、関係する他サービス従業者に対し、訓練に係る情報を伝達していること	別紙45 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 資格証の写し	
短期滞在加算	(Ⅰ)夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置 (Ⅱ)夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置	別紙18 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
日中支援加算	心身の状況等が原因で以下の日中サービスを利用することができないときに、昼間の時間帯における支援を行う (対象サービス) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター、通所介護、通所リハビリテーション、精神科ショートケア、精神科デイケア、精神科デイ・ナイト・ケア、その他これらに準ずるもの	-	・宿泊型自立訓練のみ ・支援を行った日が1月に2日を超える場合に、2日を超える期間を算定
通勤者生活支援加算	以下の要件を全て満たすこと ①50%以上の利用者が通常の事業所に雇用されている ②職場での対人関係及び金銭の管理について、就労定着するために必要な日常生活上の支援を行う	別紙19 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	・宿泊型自立訓練のみ
入院時支援特別加算	家族から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した場合に、訪問し、連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行う	-	・宿泊型自立訓練のみ ・長期入院等支援特別加算が算定される間は加算しない ・訪問時の記録を残すこと

長期入院時支援特別加算	家族から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した場合に、訪問し、連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合、1月の入院期間が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、算定できる(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る)。	-	・宿泊型自立訓練のみ ・入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない ・訪問時の記録を残すこと
帰宅時支援加算	利用者が自立訓練計画に基づき家族等の居宅へ外泊する又は、GHIにおける宿泊体験を行う	-	・宿泊型自立訓練のみ ・外泊時の記録を残すこと
長期帰宅時支援加算	利用者が自立訓練計画に基づき家族等の居宅へ外泊する又は、GHIにおける宿泊体験を行う日数が2日を超える	-	・宿泊型自立訓練のみ ・外泊時の記録を残すこと
地域移行加算	(退所前)利用期間が1月を越えると見込まれる利用者が退所後生活する居宅を訪問して、相談援助等を行うと2回を限度に加算を算定する (退所後)退所後30日以内に居宅を訪問して、相談援助等を行うと1回を限度に加算を算定する	-	・訪問した際の記録を残すこと (日時、訪問者、相談援助の内容等) ・立ち話程度の相談援助では算定不可
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ② 支援に関係する研修を年1回以上行っていること。 ③ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む(運営規程に規定) ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者(1年以上入院)に対して、有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 運営規程 資格証の写し	
強度行動障害者地域移行特別加算	以下の要件を満たし、入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が、地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1人以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	(例外) ・要望が反映できる契約になっているか ・配達されてから、配膳するまでの衛生管理
精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した自立訓練(生活訓練)において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障がい者等に対して、居住の場を提供した (Ⅰ)夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置 (Ⅱ)夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が1人以上配置	別紙18 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
夜間支援等体制加算	(Ⅰ)夜勤職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅱ)宿直職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅲ)緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保	別紙29-2 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅲ)警備会社等との契約書、連絡網	
看護職員配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する (Ⅰ)自立訓練(生活訓練) (Ⅱ)宿泊型自立訓練	別紙20 看護師免許の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	・当該加算を算定する場合は、医療連携体制加算の対象とはならない
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12-1	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(生活訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者を支援し、状況、内容等を記録する (運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日～5日目 (Ⅱ)6日目～15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程	

<p>社会生活支援特別加算</p>	<p>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること</li> <li>・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること</li> <li>・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること</li> </ul>	<p>別紙57</p>	
<p>就労移行支援体制加算</p>	<p>サービスを受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者が、前年度において1人以上いること</p>	<p>別紙50 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)</p>	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎就労移行支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	就労定着者の割合等により決まる所定の単位数を算定する	別紙47	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	—	暦日で30日以内となる
訪問支援特別加算	・継続して利用する利用者が連続した5日間利用しなかった場合に、職員が居宅を訪問して相談援助を行うこと。 ・月2回を限度として加算。	—	・訪問した際の記録を残すこと (日時, 訪問者, 相談援助の内容等) ・個別支援計画にて利用者から同意を得ること ・所要時間は、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する時間
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	—	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年以上入院していた退院患者等に対して、就労移行支援を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合。	別紙18 (短期滞在及び精神障害者退院支援加算)	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士, 作業療法士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日, 前日, 又は当日に中止の連絡があり, 相談援助を行った場合, 月4回を限度として加算	—	・連絡があった内容について記録する (日時, 相手方, 欠席する日付け, 欠席理由, 相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない (食材料費に対するキャンセル料を除く)
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合(人数によって単位が変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	—	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
就労支援関係研修修了加算	一般就労への移行支援のための、別に厚生労働大臣が定める研修を修了し、かつ就労支援に従事するものとして1年以上の実務経験を有する者を、就労支援員として配置した場合	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 研修修了証明書	就労定着者の割合が零である場合は算定不可
移行準備支援体制加算	(Ⅰ)前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超える事業所等において、算定対象となる利用者が100分の50以下で、職場実習等又は求職活動等を実施し、所定の基準を満たす場合、施設外支援の利用者数に応じ、加算する。	別紙24(移行準備支援体制加算(Ⅰ))	要件を確認できる書類を整備する
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(生活訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者を支援し、状況、内容等を記録する(運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日～5日目 (Ⅱ)6日目～15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程	
通勤訓練加算	当該事業所以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合	—	
在宅時生活支援サービス加算	居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対し、利用者の居宅で支援を行った場合	—	
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	
支援計画会議実施加算	利用者の就労移行支援計画の作成やモニタリングに当たって利用者の希望、適性、能力を的確に把握・評価を行うためのアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、地域の就労支援機関等において障害者の就労支援に従事する者や障害者就労に係る有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合算定(利用者ごとに月に1回、年に4回を限度)	—	・ケース会議の実施にはテレビ電話等を活用することができる。 ・ケース会議にはサービス管理責任者は必ず出席すること ・要件を確認できる書類を整備する

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎就労継続支援A型

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	1日の平均労働時間数等により算出される評価点で決まる所定の単位数を算定する	別紙48	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6ヶ月継続して就労している者の数が、前年度において1人以上いること	別紙23(就労移行の状況(就労移行支援体制加算に係る届出書)) 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
就労移行連携加算	就労継続支援A型支援を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる事業所において、当該支給決定に先立ち就労移行支援事業所の見学への同行や事前の連絡調整を行うとともに、利用者の同意を得た上で、支援状況等を就労移行支援事業所等へ提供するなど、円滑な移行のための支援をした場合に算定	—	・当該利用者の就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に算定する ・当該利用者が過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合には算定不可
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	—	暦日で30日以内となる
訪問支援特別加算	・継続して利用する利用者が連続した5日間利用しなかった場合に、職員が居宅を訪問して相談援助を行うこと。 ・月2回を限度として加算。	—	・訪問した際の記録を残すこと(日時、訪問者、相談援助の内容等) ・個別支援計画にて利用者から同意を得ること ・所要時間は、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する時間
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	—	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日、又は当日に中止の連絡があり、相談援助を行った場合、月4回を限度として加算	—	・連絡があった内容について記録する(日時、相手方、欠席する日付け、欠席理由、相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない(食材料費に対するキャンセル料を除く)
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合(人数によって単位が変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う	—	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
重度者支援体制加算	(Ⅰ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の50以上の場合 (Ⅱ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の25以上100分の50未満の場合	別紙25(重度者支援体制加算に係る届出書) 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し等	
賃金向上達成指導員配置加算	以下のいずれにも当てはまる ・賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置すること ・利用者のキャリアアップを図るための措置を講じていること	別紙49	
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(生活訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者を支援し、状況、内容等を記録する(運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日～5日目 (Ⅱ)6日目～15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程	
在宅時生活支援サービス加算	居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対し、利用者の居宅で支援を行った場合	—	
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。



介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎就労継続支援B型

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	(I)(II)平均月額工賃等により決まる所定の単位数を算定する (III)(IV)平均月額工賃等によらない一律の単位数を算定する	別紙51	年度途中での区分の変更は原則不可
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6ヶ月継続して就労している者の数が、前年度において1人以上いること (I)(II)の基本報酬:利用定員及び平均工賃月学に応じた単位数を算定 (III)(IV)の基本報酬:利用定員に応じた単位数を算定	別紙50-2(就労移行の状況(就労移行支援体制加算に係る届出書)) 就労状況を証する書類(在職証明書原本又は給与明細書の写し(要件となる期間分)等)	
就労移行連携加算	就労継続支援A型支援を経て就労移行支援の支給決定を受けた者がいる事業所において、当該支給決定に先立ち就労移行支援事業所の見学への同行や事前の連絡調整を行うとともに、利用者の同意を得た上で、支援状況等を就労移行支援事業所等へ提供するなど、円滑な移行のための支援をした場合に算定	—	・当該利用者の就労継続支援A型事業所におけるサービス提供の最終月に算定する ・当該利用者が過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合には算定不可
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	—	暦日で30日以内となる
訪問支援特別加算	・継続して利用する利用者が連続した5日間利用しなかった場合に、職員が居宅を訪問して相談援助を行うこと。 ・月2回を限度として加算。	—	・訪問した際の記録を残すこと(日時,訪問者,相談援助の内容等) ・個別支援計画にて利用者から同意を得ること ・所要時間は、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する時間
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	—	
食事提供体制加算	(原則)施設内の設備で調理した食事を提供する (例外)衛生管理を適切に行い、調理業務を第三者に委託している	別紙9 管理栄養士免許の写し (例外) 外部業者との契約書 衛生管理マニュアル等	
福祉専門職員配置等加算	(I)有資格者35%以上 (II)有資格者25%以上 (III)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士,介護福祉士,精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (I)(II):資格証の写し (III):別紙7	
ピアサポート加算	以下のいずれにも該当する事業所にて算定 ・(III)(IV)の基本報酬を算定している ・事業所の従業者として障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した以下の者をそれぞれ配置している (ア)障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者 (イ)当該就労継続支援B型事業所の従業者 ・ピアサポート研修を修了した者により、事業所の従業者に対して、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること	別紙51-2 研修の実施要綱,カリキュラム及び研修を終了したことを証明する書類 障害者と認められたことを証明する書類	
欠席時対応加算	急病等によりその利用を中止した日の前々日,前日,又は当日に中止の連絡があり,相談援助を行った場合,月4回を限度として加算。	—	・連絡があった内容について記録する(日時,相手方,欠席する日付け,欠席理由,相談援助の内容) ・キャンセル料の徴収は行わない(食材料費に対するキャンセル料を除く)
医療連携体制加算	(I)看護職員を訪問させ,医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって,看護の提供時間が1時間未満である場合 (II)看護職員を訪問させ,医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって,看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (III)看護職員を訪問させ,医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって,看護の提供時間が2時間以上である場合 (IV)看護職員を訪問させ,医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合(人数によって単位が変動) (V)看護職員を訪問させ,認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (VI)認定特定行為業務従事者が,喀痰吸引等を行う	—	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則,利用者の主治医から指示を受け,内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し,当該利用者の主治医に定期的に報告すること
地域協働加算	基本報酬(III)及び(IV)を算定している事業所において,地域と共同した取組を行い,当該取組内容をインターネット等の方法により公表した場合に算定	—	要件を確認できる書類を整備する

重度者支援体制加算	(Ⅰ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の50以上の場合 (Ⅱ)前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者の数が、当該年度利用者数の100分の25以上100分の50未満の場合	別紙25(重度者支援体制加算に係る届出書) 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し等	
目標工賃達成指導員配置加算	下記全てを満たす場合 ・目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置 ・職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上 ・目標工賃達成指導員・職業指導員・生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上 ・目標工賃の達成に向けた取組を行う	別紙26(目標工賃達成指導員対象施設の配置状況) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 当該指導員の雇用契約書等 工賃向上計画	基本報酬(Ⅱ)及び(Ⅳ)を算定している事業所は算定不可
送迎加算	①週3回以上の送迎 ②1回の送迎が平均10人以上 ①と②について (Ⅰ)いずれも該当 (Ⅱ)いずれかに該当	別紙12(送迎加算)	・送迎の記録を整備すること ・多機能型は、全サービスの合計で算定する ・同一敷地内の他事業所との間の送迎は、単位数の70%を算定
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(障害者支援施設で行われる自立訓練(生活訓練)の利用者のみ) 地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、利用者を支援し、状況、内容等を記録する (運営規程に「地域生活支援拠点等」と位置づけられている施設はさらに加算) (Ⅰ)開始日～5日目 (Ⅱ)6日目～15日目	(地域生活支援拠点等の加算を算定する場合のみ) 運営規程	
在宅時生活支援サービス加算	居室において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対し、利用者の居室で支援を行った場合	—	
社会生活支援特別加算	医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けていない者、又は施設等退所から3年を経過していない者に対し、以下の要件を満たし、計画の作成や助言等必要な支援を行うこと(開始日から3年以内の期間で算定可) ・対象者に適切な支援を行うために必要な生活支援員を配置可能なこと ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置又は事業所に訪問させ、指導体制が整えられていること ・従業者に対し、医療観察法に基づく通院をしている者や施設等退所者に関する研修が年1回以上行われていること ・保護観察所等の関係機関との協力体制が整備されていること	別紙57	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。  
介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎就労定着支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	就労定着率等により決まる所定の単位数を算定する	別紙52, 別紙53	
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
定着支援連携促進加算	事業所が, 各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し, 関係機関との連絡調整を行った場合に算定(支援期間を通じて1月に1回, 年に4回を限度)	-	ケース会議には, サービス管理責任者は必ず出席すること
初期加算	(生活介護等と一体的に運営される事業所の場合) 一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対し, 就労定着支援計画を新規作成し, 支援を行った場合 (就労定着支援利用開始月において, 1回に限り算定可)	-	
就労定着実績体制加算	過去6年間に就労定着支援の利用を修了した者のうち, 雇用された通常の事業所に42日以上78未満の期間継続して就労している者・就労していた者の占める割合が, 前年度において70%以上	別紙54	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	職場適応援助者養成研修の修了者を, 就労定着支援員として配置すること	別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 研修修了証の写し	
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行うこと	-	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから, 届出や請求を行ってください。

◎自立生活援助

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は, 勤続3年以上が30% ※有資格者: 社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
ピアサポート加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって, 当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア)障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ)管理者, サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者	別紙70 別記様式第5号:勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱, カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
初回加算	利用開始月について, 1月につき算定	-	暦日で30日以内となる
同行支援加算	外出を伴う支援を行うに当たり, 利用者に行き必要な情報提供又は助言等を行う	-	
緊急時支援加算	(Ⅰ)利用者又はその家族の要請に基づき, 深夜(午後10時から午前6時までの時間)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定 (Ⅱ)利用者又はその家族の要請に基づき, 深夜に電話による相談援助を行った場合に算定((Ⅰ)を算定する場合は算定不可) ※市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられている場合には, さらに単位を算定(50単位)	-	・あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと ・支援内容について記録を残すこと ・一時的な滞在については, 宿泊日及び退所日の両方を算定可能
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行う	-	
日常生活支援情報提供加算	あらかじめ利用者の同意を得て, 利用者の通院する精神科病院等の職員に対して, 当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に, 実施した月について算定	-	情報提供の内容等について記録を残すこと
居住支援連携体制加算	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに, 当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定	別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類	事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と, 毎月, 利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならない
地域居住支援体制強化推進加算	・利用者の同意を得て, 当該利用者に対して, 住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して, 在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で, 協議会又は保健, 医療及び福祉関係者による協議の場に対し, 当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に, 実施した月について算定	-	支援内容を記録すること

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから, 届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎共同生活援助

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬 (共同生活援助サービス費)	世話人の配置数等により決まる所定の単位数を算定する (Ⅰ)世話人を4:1以上配置 (Ⅱ)世話人を5:1以上配置 (Ⅲ)世話人を6:1以上配置 (Ⅳ)体験利用	((Ⅰ)~(Ⅲ)の場合) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
基本報酬 (日中サービス支援型共同生活援助サービス費)	世話人の配置数等により決まる所定の単位数を算定する (Ⅰ)世話人を3:1以上配置 (Ⅱ)世話人を4:1以上配置 (Ⅲ)(Ⅰ)及び(Ⅱ)以外の事業所 (Ⅳ)体験利用	((Ⅰ)~(Ⅲ)の場合) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
基本報酬 (外部サービス利用型共同生活援助サービス費)	世話人の配置数等により決まる所定の単位数を算定する (Ⅰ)世話人を4:1以上配置 (Ⅱ)世話人を5:1以上配置 (Ⅲ)世話人を6:1以上配置 (Ⅳ)世話人を10:1以上配置 (Ⅴ)体験利用	((Ⅰ)~(Ⅳ)の場合) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)有資格者35%以上 (Ⅱ)有資格者25%以上 (Ⅲ)常勤職員が75%以上又は、勤続3年以上が30% ※有資格者:社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士又は公認心理師	別紙6 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 (Ⅰ)(Ⅱ):資格証の写し (Ⅲ):別紙7	
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が30%以上であつて、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数配置されている	別紙8 該当者の手帳の写し 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
看護職員配置加算	基準上必要な員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する	別紙58 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
夜間支援等体制加算	(Ⅰ)夜勤職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅱ)宿直職員を配置し、夜間・深夜における支援提供体制の確保 (Ⅲ)緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保 (Ⅳ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに夜間従事者を加配 (Ⅴ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに夜間従事者を加配 (Ⅵ)夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対し、さらに宿直職員を加配	別紙27 別紙29-1 (Ⅰ)夜勤であることを証明するもの (Ⅱ)宿直であることを証明するもの (Ⅲ)警備会社等との契約書、連絡網 (Ⅳ)夜間帯に配置されていることを証明するもの、連絡体制が取れることを証明するもの (Ⅴ)夜間帯に配置されていることを証明するもの、連絡体制が取れることを証明するもの (Ⅵ)宿直であることを証明するもの	
夜勤職員加配加算	(日中サービス支援型共同生活援助のみ) 基準上必要な員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置する	別紙59 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	日中サービス支援型共同生活援助のみ
重度障害者支援加算	(Ⅰ)以下の要件を全て満たす事業所が、該当利用者にサービス提供を行う ①生活支援員が加配されている ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の修了者が支援計画シートを作成する ③生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修修了者の割合が20%以上であること (Ⅱ)以下の要件を全て満たす事業所が、該当利用者にサービス提供を行う ①生活支援員が加配されている ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であり、支援計画シートを作成する ③生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修修了者の割合が20%以上であること	別紙37-1 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 利用者が当該加算の対象者に該当していることが分かる書類	共同生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助のみ
医療ケア対応加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置しており、スコア表に掲げる医療行為を必要とする状態である者に対して支援を提供	別紙73 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 医療行為を必要とする状態であることを証明する書類	
日中支援加算	(Ⅰ)高齢又は重度の障害があり、日中をGH外で過ごすことが困難である利用者について、日中に支援を行う (Ⅱ)生活介護等の利用者が、心身の状況等により日中サービスを利用できないときに、日中に支援を行う	-	

自立生活支援加算	(入居中)利用期間が1月を超えると見込まれる利用者の退居に先立ち、退居後の生活について相談援助を行い、かつ、退居後生活する居宅を訪問して、利用者及び家族に相談援助等を行う(入居中2回まで算定可) (退居後)退居後30日以内に居宅を訪問して、相談援助等を行う(退居後1回まで算定可)	-	
入院時支援特別加算	家族から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が入院した場合に、訪問し、連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行う	-	訪問時の記録を残すこと
長期入院時支援特別加算	家族からの支援を受けられない利用者が入院した際に、連絡調整等を行う ※初日及び最終日は含まない	-	・訪問支援を行うこと(1回/週) ・連絡調整等の記録を残すこと
帰宅時支援加算	利用者が家族等の居宅等に外泊した	-	外泊時の記録を残すこと
長期帰宅時支援加算	利用者が自立訓練計画に基づき家族等の居宅へ外泊する日数が2日を超える	-	外泊時の記録を残すこと
地域生活移行個別支援特別加算	以下のいずれにも当てはまる ① 社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者を配置していること。 ② 支援に関係する研修を年1回以上行っていること。 ③ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターとの協力体制が整っていること。	別紙15 資格証の写し 研修等の復命書	
精神障害者地域移行特別加算	以下のいずれにも当てはまる ・主たる対象者に精神障害者を含む(運営規程に規定) ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士等を1人以上配置 ・精神科病院退院1年以内の利用者(1年以上入院)に対して、有資格者が所定の支援を行う	別紙55 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表 運営規程 資格証の写し	
強度行動障害者地域移行特別加算	以下の要件を満たし、入所施設等を退所して1年以内の強度行動障害者が、地域で生活するために必要な支援を行った場合 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙56	
強度行動障害者体験利用加算	以下の要件を満たした上で、該当利用者が体験利用をする際に算定 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、修了証の交付を受けたサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置 ・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了し、修了証の交付を受けた者の割合が20%以上	別紙71 研修修了証の写し (受講予定者は、受講計画の写し) 別記様式第5号:勤務形態一覧表 別記様式第5号(別紙1-2):算出表	
医療連携体制加算	(Ⅰ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 (Ⅱ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 (Ⅲ)看護職員を訪問させ、医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 (Ⅳ)看護職員を訪問させ、医療的ケアに該当する利用者に対し看護を行う(4時間未満:人数によって単位変動) (Ⅴ)看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う (Ⅵ)認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行う (Ⅶ)事業所に看護師を配置し、利用者に対する日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備する	(Ⅶ)を算定する場合のみ 別紙35 看護師免許又は契約書等の写し 重度化した場合の対応に関する指針	・予め医療機関等と委託契約を締結すること ・原則、利用者の主治医から指示を受け、内容を書面で残すこと ・指示の内容は個別支援計画等に記載し、当該利用者の主治医に定期的に報告すること
通勤者生活支援加算	以下の要件を全て満たすこと ①50%以上の利用者が通常の事業所に雇用されている ②職場での対人関係及び金銭の管理について、就労定着するために必要な日常生活上の支援を行う	別紙19	

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。

介護給付費等の算定に関わる届出様式

◎地域移行支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	(I)以下の要件を満たしている事業者 (ア)社会福祉士, 精神保健福祉士又はこれに準ずる者の配置 (イ)前年度に利用者が1人以上地域移行していること (ウ)精神科病院等と緊密な連携体制を確保していること (II)(I)のア及びウの要件を満たす事業所であって, かつ, 指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち, 前年度に, 対象施設を退院, 退所等し, 地域生活に移行した者が1人以上である事業所において算定 (III)(I)(II)以外の事業者	((I)を算定する場合) 別紙60	
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって, 当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア)障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ)指定地域移行支援従事者として従事する者	別紙70 別記様式第5号:勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱, カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
初回加算	利用開始月について, 1月につき算定	-	
集中支援加算	利用者との対面による支援を1月に6日以上実施する	-	
退院・退所月加算	利用者が精神科病院等から退院, 退所等をする日が属する月に支援を行う	-	
障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供する (I)1~5日目 (II)6~15日目 (地域生活支援拠点の場合, さらに加算)	(地域生活支援拠点として届け出る場合) 運営規程	
体験宿泊加算	(I)体験的な宿泊支援を提供する (II)体験的な宿泊支援に加え, 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行う	-	
居住支援連携体制加算	住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに, 当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定	別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類	事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と, 毎月, 利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならぬ
地域居住支援体制強化推進加算	・利用者の同意を得て, 当該利用者に対して, 住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して, 在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で, 協議会又は保健, 医療及び福祉関係者による協議の場に対し, 当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に, 実施した月について算定	-	支援内容を記録すること

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから, 届出や請求を行ってください。

◎地域定着支援

必須書類:別記様式第4号, 別記様式第4号別紙1

加算項目	要件概要	提出書類	備考
基本報酬	・体制確保費 ・緊急時支援費 ※体制確保費については, 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合, イに定める単位数に, さらに50単位を加算するものとする。	-	
特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に障害福祉サービスを行う	-	
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって, 当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定 (ア)障害者又は障害者であったと都道府県が認める者 (イ)指定地域移行支援従事者として従事する者	別紙70 別記様式第5号:勤務形態一覧表 障害者であること等が分かる書類 受講した研修の実施要綱, カリキュラム及び研修を修了したことを証明する書類	
日常生活支援情報提供加算	あらかじめ利用者の同意を得て, 利用者の通院する精神科病院等の職員に対して, 当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に, 実施した月について算定	-	情報提供の内容等について記録を残すこと

<p>居住支援連携体制加算</p>	<p>住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表した場合に算定</p>	<p>別紙69 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等が分かる書類</p>	<p>事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならない</p>
<p>地域居住支援体制強化推進加算</p>	<p>・利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定</p>	<p>-</p>	<p>支援内容を記録すること</p>

※ 必ず報酬告示等の要件を確認してから、届出や請求を行ってください。